

12月4日(日)  
～10日(土)

# 人権週間

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

## 人権啓発ミニフェスタを開催します

人権週間の行事として、人権啓発ミニフェスタを開催します。  
対象 なたでも入場できます  
(無料)

1948(昭和23)年12月10日に国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念して、毎年12月4日から10日の1週間が人権週間となりました。  
世界人権宣言の「全ての人民と全ての国が基本的人権を確保することが、人権のための世界共通の目標達成基準である」という趣旨と重要性を広く国民に訴え、人権尊重思想を普及高揚させるため、全国で啓発活動が行われます。



とき 12月18日(日) ところ アゼリアホール

時間	催し物
10時～11時31分 (9時30分開場)	映画上映 「ミニオンズ」
13時～14時30分 (12時30分開場)	講演会 講師 菊池幸夫弁護士 「誰も知らない子育ての正解」
9時30分～14時30分	人権川柳絵手紙展示 ※ アゼリアホールロビーで展示します。



講師 菊池幸夫 弁護士

※ 次の方は、電話で自治振興課にご連絡ください。  
○優先席(車いす席、要約筆記の見えやすい席)を希望される方  
○託児(未就学児対象)を希望される方

## 11月25日(金)～12月1日(木)は 犯罪被害者週間

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

平成16年12月1日に犯罪被害者等基本法が成立したことを記念して、毎年、11月25日から12月1日の1週間を犯罪被害者週間と定めています。

市では犯罪対策として、第五次総合計画で「安全なまち」を基本目標に掲げ、市民と協働で安全に対する取組みを行っています。

期間中は、犯罪被害者が置かれている状況や犯罪被害者の名誉または生活の平穩への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めるため、集中的に啓発事業が行われます。

大竹市防犯連合会や関係団体、PTA、ボランティアなど、多くの方にまちの見守りに協力していただいた結果、刑法犯の認知件数は、平成18年からの10年間で大幅に減少しています。

### 【大竹市の刑法犯包括罪種別認知状況】

種別	件数									
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
凶悪犯	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0
粗暴犯	19	12	16	11	8	15	13	14	12	9
窃盗犯	185	197	153	147	148	123	121	107	134	125
知能犯	20	13	6	12	6	6	1	13	6	8
風俗犯	2	3	2	5	4	1	2	1	3	4
その他刑法犯	57	46	46	42	38	27	51	40	37	17
合計	283	271	224	217	204	173	189	177	193	163

今後も、皆さんと  
連携して安心安全な  
まちづくりに  
取り組みます

